

令和6年4月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第29号)

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・ 1

久喜市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う新旧対照表

| 一部を改正する規則（新） | 現行規則（旧） |
|--|---|
| <p>(個人が行う電子情報処理組織による登録の申込等)</p> <p>第7条の2 前条第1項の定めによるもののほか、個人は、教育委員会が別に定めるところにより電子情報処理組織(教育委員会の使用に係る電子計算機と当該個人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用し、前条第1項に規定する登録を申し込み、当該申込内容に記録された個人を識別できる情報(以下「利用者登録情報」という。)の提供を受けることができる。</p> <p>2 前条第3項から第5項までの規定は、利用者登録情報の取扱いについて準用する。</p> <p>(利用券等の提示)</p> <p>第8条 前2条の規定により利用券又は利用者登録情報の交付を受けた個人又は団体が、所蔵資料の館外利用を希望するときは、利用券又は利用者登録情報を館長に提示しなければならない。</p> <p>(電子図書館サービス)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 電子図書館サービスを利用することができる者は、第7条第1項の規定により利用券の交付を受けた個人又は第7条の2の規定により利用者登録情報の提供を受けた個人とする。</p> <p>3 略</p> <p>(指定管理者に関する読替え)</p> | <p>(利用券の提示)</p> <p>第8条 前条の規定により利用券の交付を受けた個人又は団体が、所蔵資料の館外利用を希望するときは、利用券を館長に提示しなければならない。</p> <p>(電子図書館サービス)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 電子図書館サービスを利用することができる者は、第7条第1項の規定により利用券の交付を受けた個人とする。</p> <p>3 略</p> <p>(指定管理者に関する読替え)</p> |

第19条 条例第5条の規定により、指定管理者に、図書館の管理に関する業務を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条ただし書中「久喜市教育委員会教育長(以下「教育長」という。))が必要と認めるときは、久喜市教育委員会教育長(以下「教育長」という。))の承認を得て」と、第3条第1項ただし書中「教育長は」とあるのは「指定管理者は、教育長の承認を得て」と、同条第2項中「教育長が」とあるのは「指定管理者が教育長の承認を得て」と、同条第3項、第5条、第6条第1項第3号、第8条、第9条第3項及び第4項、第11条第2項及び第3項並びに第12条第2項第2号の規定中「館長」とあり、第13条第1項から第3項まで及び前条中「中央図書館長」とあり、並びに第17条第2項中「当該資料を所蔵する図書館の館長」及び「当該館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第19条 条例第5条の規定により、指定管理者に、図書館の管理に関する業務を行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条ただし書中「久喜市教育委員会教育長(以下「教育長」という。))が必要と認めるときは、久喜市教育委員会教育長(以下「教育長」という。))の承認を得て」と、第3条第1項ただし書中「教育長は」とあるのは「指定管理者は、教育長の承認を得て」と、同条第2項中「教育長が」とあるのは「指定管理者が教育長の承認を得て」と、同条第3項、第5条、第6条第1項第3号、第8条、第9条第3項及び第4項、第11条第2項及び第3項並びに第12条第2項第2号の規定中「館長」とあり、第13条第1項から第3項まで及び第18条中「中央図書館長」とあり、並びに第17条第2項中「当該資料を所蔵する図書館の館長」及び「当該館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。